札幌方面北警察署告示第6号

道路交通法第51条の8第1項の規定に基づき、放置車両の確認及び標章の取付けに関する事務(以下「確認事務」という。)を受託した者(以下「放置車両確認機関」という。)及び主たる事務所の所在地、放置車両確認機関が確認事務を行う区域及び期間を次のように定め、令和6年4月1日から施行する。

令和6年2月29日

札幌方面北警察署長 和島 正

- 1 放置車両確認機関の名称及び主たる事務所の所在地
  - (1) 名称 北海道クリーン・システム株式会社
  - (2) 主たる事務所の所在地 札幌市中央区北12条西17丁目1番6号
- 2 放置車両確認機関が確認事務を行う区域及び期間
  - (1) 区域 別紙「駐車監視員活動ガイドライン」のとおり」
  - (2) 期間 令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間

# 令和6年度 駐車監視員活動ガイドライン

「駐車監視員」とは、警察署長の委託を受けた法人の下で、地域を巡回し、放置車両の確認や確認標章の取付けなどの仕事を行う人のことで、法律上の資格が必要とされています。(反則告知したり、金銭を徴収したりすることはありません。)本ガイドラインは、駐車監視員の活動方針を定めるものです。

活動方

駐車監視員は、下記の路線、地域及び時間帯を中心に巡回し、放置車 両の確認等を実施します。

なお、警察署長の指示により、必要に応じてその他の場所においても放置車両の確認等を実施します。

## ◎ 最重点路線

路	線	(	区	間	)	重点時間帯
市道西5丁目樽川通 北6条西5丁目交差 北40条西5丁目交差		_	)間及	とびそ	の周辺	5 時 ~ 22時

活

動路

線

## ◎ 重点路線

路線(区間)	重点時間帯
国道5号 北6条西1丁目交差点から 北33条西2丁目交差点の間及びその周辺	5 時 ~ 22時
国道231号 北34条西2丁目交差点から 麻生町7丁目交差点の間及びその周辺	5 時 ~ 22 時
道道札幌環状線 北23条西2丁目交差点から 北23条西7丁目交差点の間及びその周辺	5時~22時

# ◎ 最重点地域

地域	重点時間帯
地下鉄北24条駅地区 北23条西2丁目から北23条西10丁目まで及びその周辺 北24条西2丁目から北24条西7丁目まで及びその周辺 北25条西2丁目から北25条西7丁目まで及びその周辺	5 時 ~ 22時
JR 札幌駅北口地区 北6条から北13条の西1丁目から西8丁目まで 及びその周辺(ただし北大構内を除く)	5 時 ~ 22時

活

動

## ◎ 重点地域

地
域

地 域	重点時間帯
地下鉄麻生駅周辺 北34条西2丁目から西11丁目まで及びその周辺	
北35条から北36条の西2丁目から西10丁目まで及びその周辺	

北37条西2丁目から西9丁目まで及びその周辺 北38条西2丁目から西8丁目まで及びその周辺 北39条西3丁目から西7丁目まで及びその周辺 北40条西4丁目から西6丁目まで及びその周辺 麻生町1丁目から麻生町7丁目まで及びその周辺	5 時 ~ 22 時
北30条地区 北26条から北33条の西2丁目から西7丁目まで 及びその周辺	5時~22時
北20条地区 北14条から北17条の西1丁目から西7丁目まで 及びその周辺 北18条から北22条の西2丁目から西10丁目まで 及びその周辺(ただし北大の構内を除く)	5時~22時

# 札幌方面北警察署